

防災品奏効事例

相模原市消防局、仙台市消防局

防災品を使用していたことにより火災の被害拡大を防げた奏効事例の中で、相模原市消防局と仙台市消防局における最近の事例を紹介します。

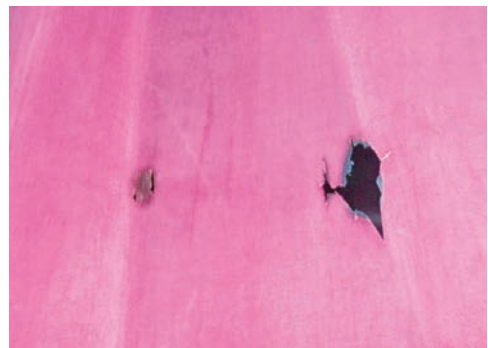
1 相模原市消防局における奏効事例

平成25年1月、小学校の体育館において、教師がステージ上の袖幕の一部に燃えた跡があることを発見しました。

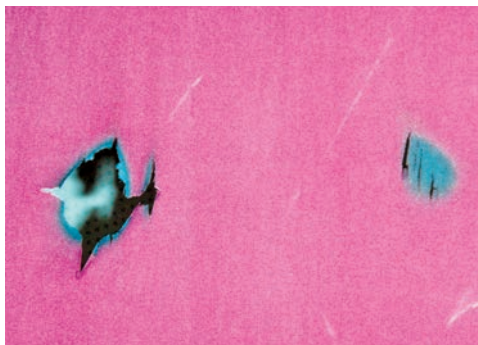
何者かが袖幕にライター等で放火したものと考えられますが、防災品である袖幕を使用していたことから、2箇所の燃え抜けが認められるのみで、延焼拡大には至らなかったものです。



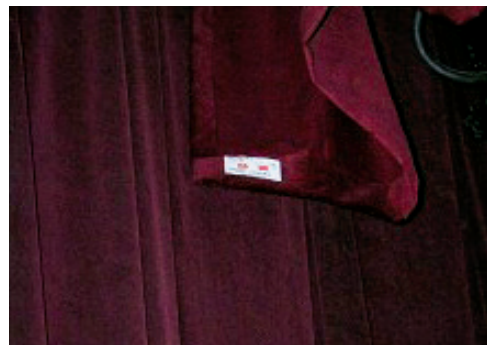
焼損した防災品である袖幕



袖幕の表面の状況



袖幕の裏面の状況



防災表示の状況

2 仙台市消防局における奏効事例

平成24年6月、専門学校文化祭を催し中、講堂ステージの床に置かれ点灯していた照明ライトと暗幕が接触した状態になっており、暗幕がライトの熱により過熱され発煙出火しました。

当時、ステージ上ではスモークマシンを使用し、スタジオライトの赤色を使用してショーを行っており、火災との区別が付きにくい状況だったことから、出火に気付くのが遅れ、その結果、煙による負傷者が10名発生しております。

この出火で、暗幕に接触していたライトカバー、照明ライトの電球、 Horizont幕の一部と暗幕（上部を除く）が焼損又は破損しましたが、暗幕及びその隣の Horizont幕が防炎品であったため、天井への延焼拡大は避けられました。



出火箇所の状況



講堂ステージと燃焼状況



右手前： Horizont幕、その奥：暗幕
左真ん中：スタジオライト